

議会運営委員会記録

招集年月日	令和 7 年 11 月 28 日 (金)			
招集場所	日高市役所 第2委員会室			
開閉の日時	開 会 11 月 28 日 午前 9 時 15 分			
	閉 会 11 月 28 日 午前 9 時 22 分			
出席委員	委員長	和田 貴 弘	副委員長	大澤 博 行
	委員	新 井 均	委員	鈴木 健 夫
	委員	山 田 一 繁	委員	森 崎 成 喜
	議長	金 子 博	副議長	加 藤 大 輔
欠席委員	なし			
説明のため出席した者の職氏名	なし			
書記	事務局長	滝 沢 淳	次 長	鈴木 克 明
	主 幹	金 子 砂 知 子	主 任	木 村 郁 哉
事 件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案質疑の要旨等通告書について ・ 一般質問に係る資料の表示、投影について 			
調 査 の 経 過				
(別紙のとおり)				

調査の経過

<開 会> 午前9時15分

- 和田委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。これより議会運営委員会を開会いたします。

<議案質疑の要旨等通告について>

- 和田委員長 議案質疑の通告ですが、13番佐藤真議員から要旨等通告書が提出されました。通告内容について、お手元に配布した通告書をご確認ください。委員の皆さんから何かございますか。

(異議なし)

無ければ、内容は通告書のとおりといたします。

<一般質問に係る資料の表示、投影について>

- 和田委員長 今定例会で資料の提出がありました。議長が許可するにあたり、当委員会に諮問されましたので妥当性について確認したいと思います。今回提出のあった資料は、一般質問順に申し上げますと、大澤議員2枚、新井議員3枚、山田議員3枚、城所議員1枚です。

今定例会より、使用できる資料の基準が変わっております。提出された資料について、この度改訂された議場における一般質問に係る資料、投影等についての使用できる資料等及び資料の仕様等に照らし合わせ、ご確認ください。

なお、新井議員及び山田議員の提出資料に映る人物については、本人より使用の承諾を得ているとのことです。

また、城所議員提出の資料ですが、出典が公益社団法人となっております。公益法人は公益の増進を目的とする民間の非営利団体で、公の機関ではありません。公の機関は国の行政機関、地方公共団体、国会・裁判所、独立行政法人と解されますので、当該資料は該当しないと判断できると考えておりますが、それらを含めご確認ください。

委員の皆さんから何かございますか。

- 大澤副委員長 紛らわしかったり、勘違いしやすいのが、公益法人などは「公」がつくと公の機関と解釈しがちであるし、他にもNPO法人、社会福祉法人、一般社団法人、学校法人などの非営利団体もあるが、委員長より説明のあった国の行政機関、地方公共団体、国会・裁判所、独立行政法人が公の機関に該当し、投影資料に使用できるということによいか確認です。

- 和田委員長 はい。

そのほかにごございますか。

(なし)

- 和田委員長 無いようですので、城所議員の資料が基準に沿っていないため不許可したいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

- 和田委員長 それでは、城所議員の資料は不許可します。

<本会議における議長の除斥について>

- 和田委員長 本定例会に提出されている議案第91号日高市農業委員会委員の任命に

については、金子議長が地方自治法第 117 条、議長及び議員の除斥に該当する案件となっております。本日、日高市農業委員会委員の任命について、14 議案の質疑、討論、採決が予定されておりますが、議案第 91 号以外の 13 議案は一括とし、議案第 91 号については、副議長の進行により、議長を除斥したのち、質疑、討論、採決となりますので、ご了承ください。

<その他>

- 和田委員長 ほかに委員の皆さんから何かございますか。
(なし)

<閉 会> (午前 9 時 22 分)

- 和田委員長 以上で本日の議会運営委員会を散会いたします。

議会運営委員会

委員長 和田 貴 弘